

保育補助者雇上費に関する補足事項について

Q1	「保育補助者」の要件として、「保育士資格を有しない」者が対象となるとありますが、幼稚園教諭免許状のみの所持者でも対象となりますか。
Q2	「保育補助者実習等修了証明書」は、実習が実施された施設以外でも有効になるとありますが、全国的に有効になるものですか。
Q3	「保育に関する40時間の実習」について、既に施設によって採用時等に類似の研修を実施している場合がありますが、一部異なる実習項目、実習時間であってもよいですか。
Q4	「保育に関する40時間の実習」について、「習熟具合によっては、必ずしも別紙に記載した目安の時間、実習内容のとおり実施しなくてもよい」とありますが、「習熟具合」は、どの程度幅が認められるものですか。
Q5	新たに雇用した職員でなければ対象となりませんか。
Q6	4月から保育補助者を配置していますが、4月から一定の実習を実施している場合、「保育士等の実習を修了したもの」の要件により、対象とすることができますか。
Q7	他の加算項目や補助項目と兼務することはできますか。
Q8	「有資格保育補助者としての従事期間は採用から1年を限度とする。」とありますが、年度途中から採用した場合、いつまで有資格保育補助者として従事できますか。

A1	対象になりません。保育士資格、幼稚園教諭免許状両方の資格を有しない無資格者が対象となります。
A2	お見込のとおりです。他施設、他県の施設においても有効になります。
A3	別添1-2【保育補助者の対象要件となる実習の内容について】の「実習項目」は、必ず実施してください。より詳細な「実習内容」や「目安の時間」については、施設の考え方や方針等に基づき内容を精査の上、各施設の判断で実施してください。必ずしも「実習内容」「目安の時間」に示されたものと全て同一の内容で実施していただく必要はありません。 ただし、実習終了後は、全国的に有効となる「保育補助者実習等修了証明書」を各施設に発行していただくこととなるため、保育補助者が、他府県その他施設で業務をすることとなっても、支障なく業務を実施できるように実習の内容に偏りがないように、ご配慮をお願いします。
A4	「習熟具合」について、別添1-2【保育補助者の対象要件となる実習の内容について】の記載どおりに実習を行ったとしても、保育補助者となる方が知識や技能を身につけられていないと判断される場合は、追加して十分な時間を確保し、実習を行う等の対応をお願いします。
A5	原則、今年度に新しく雇用した職員を対象としておりますが、昨年度まで在籍した職員を対象としていただいても差し支えありません。可能な限り、新しく雇用した職員を充当いただくようお願いいたします。 ただし、「有資格保育補助者」としての従事期間は採用から1年が限度です。
A6	一定の条件を満たせば、4月から対象とすることができます。4月時点で対象者が保育に従事するための施設での実習を受けており、その実習の内容が、別添1-2【保育補助者の対象要件となる実習の内容について】にある程度沿ったものであれば、実習開始日から対象とすることができます。
A7	他の加算項目、補助項目と兼務することはできません。また、本補助項目は専任の項目のため、職員を充当する際は、対象者の月間勤務時間を全て充当してください。
A8	(例) 令和7年6月1日から有資格保育補助者として従事した場合、最長で令和8年5月31日まで従事することができます。

Q9	平均経験年数はどのように算定しますか。また、経験年数が1年に満たない者については、0年として算定しますか。
Q10	他の保育所等において保育補助者として従事した経験がある者の経験年数の算定には、これまでの他の施設での従事期間も含まれますか。
Q11	経験年数は、保育補助者として従事している年数を指しますか。それともその保育所等に採用されてからの経験年数を指しますか。
Q12	保育士を保育補助者として雇い上げる場合、保育士としての経験年数も含めて算定しますか。
Q13	過去に保育補助者として従事していた者について、補助金申請をしていなかった期間の経験年数も算定に含むこととしてよいですか。
Q14	保育補助者としての経験年数には、公定価格の処遇改善加算の経験年数と同様に保育施設以外の養護施設や幼稚園などでの勤務経歴も含めますか。
Q15	平均経験年数を算定する基準日は。

A9	平均経験年数については、補助対象経費に計上する保育補助者の従事年月数を合算した総年月数を上記保育補助者の人数で除して得た年数（6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨て）とします。 また、常勤・非常勤いずれの場合も上記のとおり取り扱うこととします。
A10	他の保育所等において保育補助者として従事した経験がある場合には、職歴の確認により、通算することも可能とします。
A11	保育補助者として従事した経験年数です。複数の保育所等に勤務した場合、保育補助者として従事した合計の年数になります。 なお、保育支援者やスポット支援員として補助金を申請して勤務した年数を含めることはできません。
A12	保育士としての経験年数を含めて算定して差し支えありません。
A13	過去に補助金を受けていたか否かは関係がなく、あくまでも保育補助者として従事していた期間とします。
A14	公定価格の処遇改善加算の経験年数の算定とは異なり、保育所や幼保連携型認定こども園などの保育所等で保育補助者として従事した経験年数のみを含めてください。
A15	保育補助者を複数配置している施設における平均経験年数については、4月1日を基準とします。 4月1日時点において補助対象経費に計上する保育補助者のいない施設において、4月1日以後に新たに補助対象経費に計上する保育補助者を雇い上げた場合、最初に雇い上げた日を基準とします。（※4月1日以後に開所した施設においては、開所日を基準）。 なお、基準日以後に、新たに保育補助者を雇い上げるなどにより平均経験年数に変化が生じた場合であっても、当該年度においては当初に設定した補助基準額から変更しないこととします。